

雇用保険関係に係る届出への押印が 原則不要となります

★ 雇用保険関係手続きにおける押印の原則廃止について ☆

令和2年12月25日より、雇用保険関係の申請・届出様式への押印が、一部の書類(※)を除き**原則廃止**となりました。
(押印欄のある旧様式も使用できますが、届書提出時には一部の書類を除き押印は不要です。)

※引き続き押印が必要となる届出

- 雇用保険適用事業所設置届（裏面）〔登録印〕
- 雇用保険事業主事業所各種変更届（裏面）〔登録印〕
- 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届〔選任代理人が使用する印鑑〕
- 各種届出における訂正印
- 各届出時の委任状
- 雇用保険適用事業所情報提供請求書^(※1)
- 雇用保険関係各種届出書等再作成・再交付申請書
- 雇用継続給付関係各種通知書等再作成・再交付申請書
- 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書^(※2)
- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書^(※2)
- 高年齢雇用継続給付支給申請書（初回分のみ）^(※2)
- 育児休業給付金申請に係る前職からの賃金・勤務状況確認^(※3)
- 再就職手当支給申請書〔事業主の証明〕
- 就業促進定着手当支給申請書〔事業主の証明〕
- 常用就職支度手当支給申請書〔事業主の証明〕
- 雇用状況等証明書〔事業主の証明〕
- 採用証明書

* 1 提出者が事業主（当該事業所従業員含む）又は事業主から委託を受けた代理人であることが確認できる場合は押印不要

* 2 事業主（被保険者本人以外の当該事業所従業員含む）から届出される場合は押印不要

* 3 育児休業給付金受給中の被保険者が離職し、1日の空白もなく他の事業所で資格取得をした上で育児休業を継続した場合の、前職（資格喪失事業所）における賃金・勤務状況確認書類への前職事業主証明印は必要となります

「24時間・365日申請可能」で「個人情報を持ち運び不要」となる
電子申請のご利用をご検討ください